

議案第6号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が施行され、営業許可業種が見直されるとともに、東京都の「食品製造業等取締条例」（以下「都条例」といいます。）が廃止されることのほか、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「薬機法改正法」といいます。）の施行に伴い、「港区保健衛生事務手数料条例」（以下「条例」といいます。）の一部を次のとおり改正します。

1 飲食店営業の許可申請等の手数料の新設及び食品製造業等の許可申請等の手数料の廃止

(1) 改正の背景・改正理由（資料 No. 1 - 3 参照）

平成30年6月、食品衛生法の改正により営業許可業種の統廃合及び名称変更等が行われ、令和3年6月に施行されます。また、改正法の施行に伴い、都条例で規定していた営業許可業種（つけもの製造業等）が、法に基づく許可業種又は届出業種に位置付けられ、都条例は改正法施行と同時に廃止されます。

これを踏まえ、改正法に規定する営業許可業種に対応する手数料の名称及び額を定めるとともに、引用条項等の規定を整備します。

(2) 手数料額の設定

改正法では、既存の営業者が引き続き従前の営業を継続する場合でも、許可の「更新申請」ではなく、「新規申請」として扱われることになりました。新たに設定された営業許可業種は、名称は同じでも営業行為の幅が広がることもあり、新たな事務量で原価計算した手数料は、多くの業種で値上げとなります。

しかし、コロナ禍の影響を受ける飲食業界団体への配慮や、これまでに東京都及び特別区で検討してきた都区一体での方針などから、「新規申請」、「更新申請」ともに現行手数料額を据え置くことを基本とします。また、従前からの営業を継続する営業者に対しては、「新規」の手数料が必要なところ、改正後の「更新」の手数料を適用し、再編後の業種に統合される業種（喫茶店営業等）にも同じく改正後の「更新」の手数料を適用することとします。以上のことから、改正後の事務手数料を一覧の通りに設定します（資料 No. 1 - 4 参照）。

なお、厚生労働省は現行の自治体独自の取締条例等による許可から改正法後の法許可への切替えの経過措置期間を3年設けています。手数料額を新たな事務量で原価計算して規定することについては、この経過措置期間に社会情勢や都区間における方針等を踏まえ、引き続き検討します。

(3) 施行期日

令和3年6月1日

2 条例で引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の条項番号の変更

(1) 改正の背景・改正理由

令和元年12月4日に薬機法改正法が施行され、薬剤師の役割強化や機能別の連携薬局を認定する制度等が導入されました。令和2年3月11日に政令が公布され、以下の表のとおり段階的に施行されることとなりました。

また、薬機法改正法の施行に伴い、関係政令も整備されたため、当該法令の条項を引用する条例の一部を改正します。

施行期日	主な内容（一部抜粋）
令和2年9月1日	<薬剤師の役割強化> 薬剤師は薬剤を交付した時だけでなく、服薬中も継続的に服薬状況の把握及び処方薬の正しい使い方や副作用、飲み合わせや保管方法等について情報提供（服薬指導）を行うこととされた。 <オンライン服薬指導の追加> 対面による服薬指導のみ認められていたが、例外として、テレビ電話等による服薬指導が認められる。
令和3年8月1日	<機能別薬局の都知事による認定制度の導入> 「地域連携薬局」 医療機関と連携して、退院時の服薬指導や在宅療養中の服薬管理を行う。 「専門医療機関連携薬局」 専門医療機関と連携して、高度な薬学管理を傷病区分ごとに行う。例えば、がん患者の投薬状況の管理や化学療法による治療効果の評価、休薬期間中の注意点などの服薬指導を行い、患者の在宅療養を医療機関と連携して支える。

(2) 改正の具体的内容

条例で引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の条項番号を変更します。

(3) 施行期日

公布の日及び令和3年8月1日